

第7章 他動詞表現と介在性¹⁾

1. はじめに

本章は、日本語の他動詞構文中での特殊な意味的特徴をもつ表現を取りあげる。他動詞構文に限らず自動詞構文をも含めて日本語において、「られる」・「させる」などのヴォイスの標識が述語動詞に添加されていない場合、述語動詞の示す行為の主体は文のガ格の名詞句の指示対象であるのが普通である。しかしながら、日本語の一部の他動詞文の中には、「患者が注射をする」のようにガ格の名詞句が述語の動詞（句）の主体ではないと解釈可能なものも存在する。本章は、このような表現の特徴や使用条件などを様々な角度から検討し、明らかにしようとするものである。

2. 現象の位置づけ

2.1. 介在性の表現

この節では、問題の所在を明確に示すために、本章で扱う現象の全体の中での位置づけを行う。まず以下に日本語のヴォイスの問題に関して、意味と構文の対応を図式的にまとめよう。

(1) 意味・構文の対応の基本モデル

a 能動型 (ex. 犬が泥棒にかみついた)

主語 (犬) 非主語 (泥棒) V (無標)
■ → □

b 受動型 (ex. 泥棒が犬にかみつかれた)

主語 (泥棒) 非主語 (犬) V (有標)
□ ← ■ +rare

c 使役型 (ex. 飼い主が犬を泥棒にかみつかせた)

主語 (飼い主) 非主語 (犬) 非主語 (泥棒) V (有標)
○ ⇒ ■ → □ +sase

上の図で、→の記号は動詞の示す行為の方向性を示す。また、⇒の記号は動詞の示す動作をするように働きかける使役行為の方向性を示す。例えば、aで「犬が泥棒にかみついた」といった場合、「かみつく」という動詞の示す行為が主語「犬」から非主語「泥棒」に向かってなされていることを示すものである。図を一目してわかるのは、ヴォイスの問題に関して動詞の形態が無標の場合は、動詞の示す行為の主体が主語におかれ、有標の場合は非主語におかれるということである。

このモデルは日本語の非常に多くの文に当てはまるものだが、中には一見したところあてはまらないように思われる例も存在する。

(2)a 医者が患者に注射した。

b 患者が注射した。

(3)a 大工が(山田さんの)家を建てた。

b 山田さんが家を建てた。

(2b)と(3b)に注目されたい。両文にはそれぞれ、二義性がある。例えば、(2b)には「患者が自ら注射器を手にして自分自身を含めた誰かに注射器の針を刺した」という意味と、(2a)と知的意味を同じくし、「患者が注射を打つという行為を他者から受けた」という意味の両方の可能性がある。(3b)も同様に考えることができる。ここではa文と知的意味を共有する後者の解釈を問題にする。(2b)では主語「患者」は「注射した」という動詞の主体ではなく対象である。従って、(1)のモデルにのっとして考えれば動詞の形態は有標になるはずであるが、実際には(2a)と同じ無標の形式である。また、(3b)でも主語「山田さん」は「家を建てる」という行為をするように他者(この場合は「大工さん」)に働きかけた者であって、動詞の示す行為の主体ではない。従って、モデルにのっとして考えると動詞の形態は有標になるはずだが、やはり(3a)と同じ無標の形態である。

本論は、(2b)や(3b)のような表現を「介在性の表現」と呼ぶことにする⁽¹⁾。これらの表現では、主語は動詞の示す行為の直接の主体ではなく、他の存在を介して当該の行為を実現しているからである。この種の表現は、英語では日本語と比べて成立しにくいようである⁽²⁾。

(4)a The carpenter built Mr.Yamada's new house

b * Mr.Yamada built a new house (介在性)

c Mr.Yamada had his new house built

本章において、*の印は当該の例文の非文法性を示すものではなく、介在性の表現としては不適切であることを示す。英語では、このような場合、have構文を用いるのが一般的であろう。

2.2. 他動詞表現の意味的パリエーションとしての位置づけ

ここでは、介在性の表現が他動詞文に特有な意味的パリエーションとして位置づけられるべきことをみる。

まず、自動詞文と他動詞文との対比で考えたい。本章のテーマである介在性の表現は、自動詞文においては決して成立しない、他動詞文に特有の現象である。これは、「させる」の使役文が自動詞文からもつくられるのと大きく異なる点である。

(5) (秘書が社長に命令されて銀行にいった場合)

- a 秘書が銀行にいった。
- b 社長が秘書を銀行に行かせた。
- c * 社長が銀行に行った。 (介在性)

(6) (芸者が客から頼まれて踊った場合)

- a 芸者が踊った。
- b 客が芸者を踊らせた。
- c * 客が踊った。 (介在性)

なぜ他動詞文のみが介在性の表現を成立させるか、という点は後に考察するが、ここではさしあたって他動詞文に特有な現象であるという点を押さえておきたい。

次に、介在性の他動詞表現は意味的な面で通常 he 動詞文と性格を異にするが、統語的な特徴としては、その振る舞いの上で通常 he 動詞表現とはなんら変わらないという点をみたい。まず第一に、使役文などとは異なり、実際の動詞の示す行為の主体を表現する格が文の統語構造の中になく、通常 he 動詞文と同じ格構成をなしているという点である。

(7) 山田さんが (*大工さんを／に／で) 家を建てた。 (介在性)

(7)は介在性の他動詞表現の例だが、通常他動詞表現と格構成が同じであり、現実には存在する、動詞の示す行為の主体である「大工さん」を表現することができない。

第二にヴォイス転換の面などでも受動化や使役化などが可能であり、通常他動詞表現と同じである。

(8) (将軍が部下の兵士に命令して村人を虐殺させた場合)

- a 将軍が村人を虐殺した。 (介在性)
- b 村人が将軍によって虐殺された。
- c 軍指令部が将軍に村人を虐殺させた。

(9) ((8)と同じ状況を表す場合)

- a 兵士が村人を虐殺した。
- b 村人が兵士によって虐殺された。
- c 将軍が兵士に村人を虐殺させた。

(8a)は介在性、(9a)は通常他動詞表現の例であるが、それぞれのb文、c文にみるようにともに受動化と使役化が可能である。このように介在性他動詞表現は、統語的振る舞いの上で通常他動詞表現と区別すべき根拠はないように思われる。

以上、介在性の表現は自動詞文にはみられない、他動詞文に特有の問題であり、統語的には他の他動詞表現と違いはない。従って、統語的に独立したカテゴリーとしてではなく、他動詞表現の意味的パリエーションの一つとしてとらえるべき

ことをみた。

3. 介在性の表現の成立要因

3.1. 基本的性格

本章が扱う介在性の表現によって表される現実世界の事態は、「させる」文などと同様に使役的状况としての意味的特徴を有している。使役的状况とは、簡略に図式化すれば以下のように示すことができる⁽⁴⁾。

(10) 使役的状况の過程

事態 1 = causing event (使役者が被使役者に対して何らかの行為をするように仕向ける過程)

↓

事態 2 = caused event (被使役者が当該の行為をする過程)

↓

結果の達成

例えば、「山田さんが家を建てた」という介在性の表現で考えると、その表す状況は発注者である「山田さん」が工務店に対して建築の依頼をする過程(事態 1 = causing event)と依頼を受けた大工が家をたてるという行為を行う過程(事態 2 = caused event)という大きくふたつの過程から構成されている。このように、介在性の表現が表す事態そのものは使役的状况としての特徴をもっている。

しかしながら、(7)にみたように介在性の表現は現実の世界においては実際に存

在している被使役者を表現する格を備えていない。この点は「させる」による使役文とは大きくその性格を異にする。介在性の表現は表現する事態と言語形式の間に大きなずれがあるのである。表現形式に即した言い方をすれば、「話者が実際には存在する被使役者を無視して、あたかも主語自身がすべての過程を自分で行ったかのようにとらえている表現」と特徴づけることが可能である。

近年、特に認知的な観点を言語の分析に取り入れた研究が盛んに行われている。認知言語学の主張によれば、人間の言語は現実の事態のあり方を形式化したと言うよりも、人間のもののとらえ方を形式化したものである。本論の言う介在性の表現は、この認知言語学の主張を支持する好例といえるだろう⁽⁶⁾。

3.2. 成立要因

3.1.においては介在性の表現の基本的性格を、「話者が実際には存在する被使役者を無視して、あたかも主語自身がすべての過程を自分で行ったかのようにとらえている表現」と特徴づけた。しかし、話者によるこのようなものの見方ほどのような条件のもとで可能なのであろうか。介在性の表現は一部の他動詞文において成立する一方で、多くの他動詞文においては成立しない。

(11) (患者が医師に依頼し、病気の診察を受けた場合)

*患者が(自分を)診察した。 (介在性)

(12) (学生が教師に依頼し、推薦状を書いてもらった場合)

*学生が推薦状を書いた。 (介在性)

(13) (軍曹が伍長に命令して、二等兵を殴らせた場合)

*軍曹が二等兵を殴った。 (介在性)

(14) (父が母に命令して、息子を説教させた場合)

*父が息子を説教した。 (介在性)

(15) (母が子供に命令して薬を飲ませた場合)

*母が薬を飲んだ。 (介在性)

上は他動詞文でも介在性の表現が成立しない例である。これらにおいては、話者が被使役者の存在とその行為の過程を無視して表現することはできない。そもそも、介在性の表現を成立させるものとさせないものではどのように異なっているのだろうか。本論は介在性の表現を、「話者が実際には存在する被使役者を無視して、あたかも主語自身がすべての過程を自分で行ったかのようにとらえている表現」と特徴づけることによって、その成立に、「事態のコントロール」と「動詞の意味的焦点」の要因が関与していることを述べる。

3.2.1. 事態の結果のコントロール

介在性の表現においては、表される事態と表現形式の間に著しい食い違いがある。表される事態の実際の過程は、(10)に示すように、使役者による命令の過程（事態1）、被使役者による動詞の示す行為の過程（事態2）、及び結果の達成からなる。しかし、話者のとらえ方としては、被使役者による過程（事態2）をも含めた事態の全過程を主語自身が行うことによって結果を達成したかのように、みなされている。このような話者によるとらえ方が可能になるための一つの条件として、事態のコントロールの能力という点を挙げたい。つまり、介在性の表現が叙述する事態においては、被使役者による行為の過程やそれによってもたらされる結果のあり方は、被使役者の主観などによって左右されやすい性質のものではない。

(16) (浩が写真屋に依頼して、顔写真をとったもらった場合)

浩が顔写真をとった。

(介在性)

(17) (浩が画家に依頼して、似顔絵をかいてもらった場合)

*浩が似顔絵をかいた。

(介在性)

(18) (洋子が洋服屋に依頼して、ドレスをつくってもらった場合)

洋子がドレスをつくった。

(介在性)

(19) (洋子がデザイナーに依頼して、ドレスをデザインしてもらった場合)

*洋子がドレスをデザインした。

(介在性)

上の(16)と(17)は、われわれの素朴な直感では非常に似通った状況を表していると言うことができるが、介在性の表現の成立に関する振る舞いの上では異なる。この異なりは、事態のコントロールの問題に由来するものであろう。すなわち、(16)における「写真をとる」という行為は、(17)の「似顔絵をかく」という行為と比較すると、その行為の主体の主観などによって結果が左右される可能性が低いものである。例えば、「顔写真をとる」という行為は、Aという写真屋に依頼しても、Bという写真屋に依頼しても大きく結果は変わらないと予想されるものである。それに対し、「似顔絵をかく」という行為は、Aという画家に依頼するか、Bという画家に依頼するかによって、大きく結果が異なってくると予想されるものである。また、(18)と(19)も同様で、「ドレスをデザインする」という行為は、デザイナー個人の主観や判断によって結果が大きく左右されやすいものである。介在性の表現が叙述する事態においては、被使役者はその個人的な考えや主観的判断によって結果を左右する能力が低い。話者が実際には存在する被使役者の存在があたかもまったくなかったかのように表現す為には、事態をコントロールする能力が被使役者の側にないということが条件となるのである。以下の例

もこの条件を支持するものである。

(20) (学生が教師に依頼して、論文の指導をしてもらった場合)

*学生が論文の指導をした。 (介在性)

(21) (山田さんが建築家に依頼して、家の設計をしてもらった場合)

*山田さんが家を設計した。 (介在性)

(22) (太郎が時計屋に修理を依頼した場合)

太郎は時計を修理した。 (介在性)

(23) (夫婦が披露宴の模様のビデオ撮影を写真屋に依頼した場合)

夫婦が披露宴の模様をビデオにとった。 (介在性)

(24) (太郎が車のオイル交換を店員に依頼した場合)

太郎が車のオイルを交換した。 (介在性)

(25) (太郎が店員に依頼して合い鍵をつくってもらった場合)

太郎が合い鍵をつくった。 (介在性)

「論文の指導をする」とか「家を設計する」という場合は、その主体の個人的な主観や主体的な判断によって大きく結果が左右されてくることが容易に予想される。それに対し、「時計を修理する」、「合い鍵をつくる」などにおいては当該の行為の主体が決まりきったことをするという印象が強く、結果が主観的に左右されるとは考えにくいという違いがある。

以上、介在性の表現の成立要因の一つとして、「事態のコントロールの能力」という点に関わっている点を見た。

3.2.2. 動詞の意味的焦点

本論は介在性の表現を、(10)にみるように結果の達成をも含む事態の全過程をあたかも主語自身が一人で行ったかのように述べている表現ととらえている。従って、介在性の表現における述語の動詞には、ある一定の結果性が必要であると考える。また、それとは表裏一体の関係になるが、動詞の意味がそれによってもたらされる結果のあり方よりも、動作主自身の動作の過程のあり方に焦点をおく場合は、介在性の表現は成立しにくい。自動詞文が決して介在性の表現を成立させないという点はすでにみた通りである。これは、自動詞表現が基本的に動作主の行為のあり方を述べるものである点に原因がある。

(26) (野球の試合で監督が選手に命令して走らせた場合)

*監督、走りました。 (介在性)

(27) (コーチが選手に命令して泳がせた場合)

*コーチが泳いだ。 (介在性)

(28) (飼い主が犬に命令して座らせた場合)

* 飼い主が座った。 (介在性)

他動詞表現には、何らかの結果性を含意してはいても、動詞の意味的焦点が動作の過程のあり方にある場合は介在性の表現を成立させにくい。次の二例を比較してみよう。

(29) (花子が母にお願いしてセーターをつくってもらった場合)

花子がセーターをつくった。 (介在性)

(30) (花子が母にお願いしてセーターを編んでもらった場合)

*花子がセーターを編んだ。 (介在性)

上の(29)と(30)は、直感的に非常に似通った状況を表していると感じられる。両者ともそれぞれ、「セーター」という生産物を結果として産み出しているが、動詞が意味的にどこに焦点をおくかという点が違う。「つくる」という動詞は、どのような動作過程を経るかという点には関心がなく、結果として当該の生産物が産み出されているという点のみに関心がある。しかし、「編む」という動詞は動作過程のあり方がどのようなものであるかという点を特定するものであり、その点で「つくる」とは大きく性格が異なる。介在性の表現とは、実際には存在する被使役者の存在とその行為の過程があたかもなかったかのように述べるものである。「編む」のような動詞は行為の過程そのものに焦点をおくものであり、この性質が「被使役者の存在とその行為の過程を無視する」という表現上の機能と合わないのである。

この他、他動詞の中でも行為の主体の動作の過程がどのようなものであるかを述べるもの、結果性のないもの、行為の主体がどのようになったかという点を述べるものは基本的に介在性の表現となじまない。以下もその例である。

(31) (兄が弟に命令して、車を運転させた場合)

*兄が車を運転した。 (介在性)

(32) (兄が弟に命令してジーンズをはかせた場合)

*兄がジーンズをはいた。 (介在性)

以上にみたように、介在性の表現の要因の一つとして、動詞が動作過程のあり方を特定しないこと、そして結果を所有しているということ述べた。

4. おわりに

本章は、日本語の他動詞文の中で特殊な意味的特徴をもつ表現を取り上げ、その特徴や成立に関与する要因などについて考えた。本論のいう介在性の表現とは、「実際には存在する被使役者の存在とその行為の過程を無視し、あたかも主語自身が一人で事態の全過程を行ったかのように述べる表現」と特徴づけ、これに基づいて検討し、その成立を支える要因として、「事態のコントロールの能力」と「動詞の意味的焦点」が関与していることをみた。

介在性の表現が述べる事態において、現実には非使役者にあたる人物は存在する。しかし我々はその非使役者があたかも存在していなかったかのようにみなしている。上の2つの条件はこの点に由来するものである。つまり、被使役者に事態の結果を決定づける能力がないからこそ、それがあたかも存在しなかったかのようにとらえることが可能なのである。また、動詞の意味がそのプロセスに関心が薄いために、非使役者によるプロセスを無視するかのような言い方が可能なのである。このように、2つの条件はあたかも非使役者が存在しなかったかのようにみなすという認知的な特徴から導かれるものなのである。

また、日本語の他動詞文の中には、「私たちは、空襲で家財道具を焼いた」のように、主体から客体への働きかけを表さず、自動詞文相当の意味をもつ表現も見受けられる⁽⁹⁾。このようなタイプの表現をもあわせ、他動詞表現の表す意味的構造の全体像をどのようにとらえるべきかという問題も更に検討されるべきであろう。